

「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



疑って!!

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

見逃さないで!!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



疑って!!

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。

見逃さないで!!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入 (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

インターネット 接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

海産物の 電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

不当請求 架空・

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

千葉県消費生活センター ☎ 043-207-3000 相談専用電話

⚠ SMS (ショートメッセージサービス) のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

●見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。